

## 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証団体 募集要領

平成25年2月26日

総務省自治行政局地域情報政策室

### 1. 趣旨

本格的な少子高齢化社会を迎え、労働力人口の減少が進展している我が国において、持続的な成長を実現するためには、これまでの産業構造や従来の考え方を前提とするのではなく、新しい技術と新しい思考による生産性の向上が必要となる。その中でも ICT は先進国のみならず新興国も新たな成長基盤としてその役割に注目し、経済成長の原動力の柱として位置付けている。

そのような中、日本においても ICT をより一層推進する必要があるが、とりわけ官民が一体となった行政サービスの提供が求められる分野において、ICT によるメリットを幅広く活用できる基盤整備を行い、国民サービスの効率化と利便性向上を図ることとする。

このため、地方公共団体において、公共部門のみならず民間事業者や住民との連携が必須となる行政分野を対象に、様々な主体が活用できる新たなシステムインフラを整備する「地域経営型包括支援クラウドモデル」を構築し、住民サービスの向上や業務効率化を図ることを目的とした各種実証事業を行う。

### 2. 応募団体及び事業概要等について

(1) 応募団体は、以下に該当する者とする。

- ・ ①地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業（以下「本事業」という。）に適合したテーマを有する地方公共団体（各市区町村にあつては、都道府県を含めた他地方公共団体との共同提案を含む。以下同じ。）で、(3) ①から④までの事業を実施しようとするもの（以下「全事業実施団体」という。）。
- ・ ②本事業に適合したテーマを有する地方公共団体で、(3) ②から④までの事業を実施しようとするもの（以下「一部事業実施団体」という。）。
- ・ 全事業実施団体及び一部事業実施団体ともに、本事業の実施に際し、テーマ内容に関する有効性、実用性、安全性の実証等において参加・協力を得る民間事業者等の各機関の具体的な名称を明示できること。

(2) 応募団体は、以下に留意すること。

- ・ 本事業で実施する行政分野の業務において、既にクラウド技術等を活用した共同利用に供する業務システム、サーバ等のハードウェア環境、ネットワーク環境等のシステム基盤が構築されており、そのシステム基盤を活用すること。
- ・ 本事業の対象は、官民共同で現状やり取りされている手続を見直し、又は、現状の

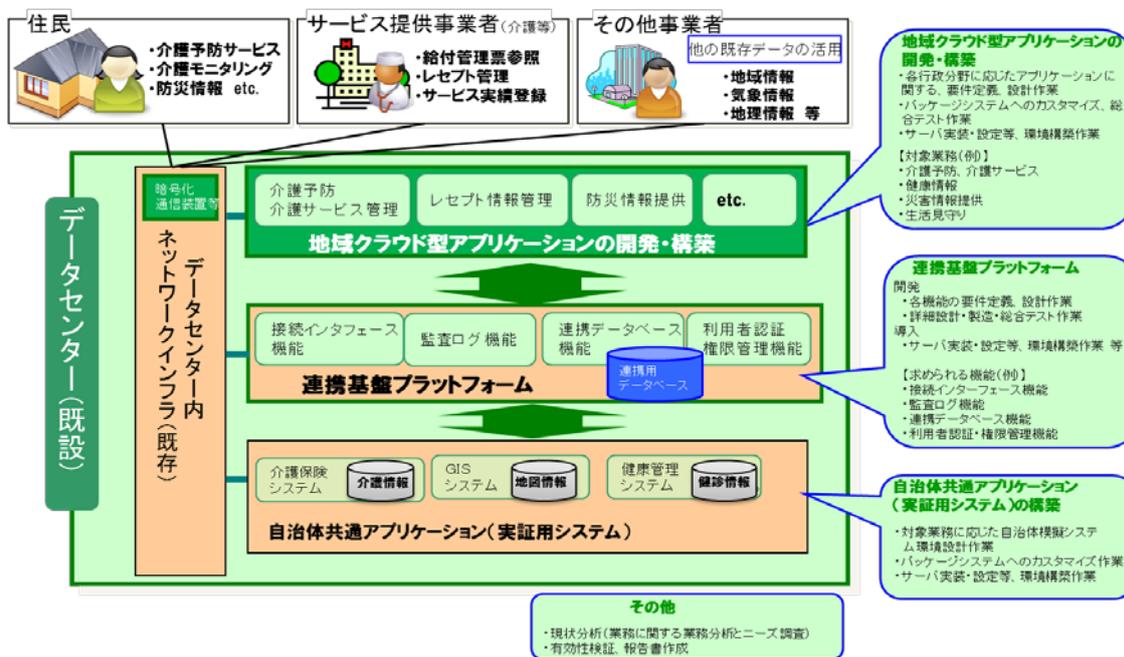
課題を解決する新たな官民共同の手続きを創造し、クラウドモデルで手続を行うことで業務効率化、住民サービスの充実化が見込める事業であること。また、行政分野を明記の上、クラウドモデル実証の手順、どのように民間事業者等と連携するかを具体的かつ詳細に示すこと。さらに、事業実施によってどれくらい業務効率化及びサービス充実化を図ることが見込めるか等の効果並びにセキュリティの在り方等、事業を実施する上で想定される課題及びその解決策を示すこと。

- ・ 全事業実施団体の採択は1団体のみとし、これに採択されなかった地方公共団体は、一部事業実施団体として応募したものとみなして選定を行う。ただし、一部事業実施団体としての応募を希望しない場合はこの限りではない。
- ・ 全事業実施団体は、(3) ①を開発するに当たっては、自団体のみならず全ての一部事業実施団体の(3) ③及び④が機能的に連携できるよう、各団体と所要の調整を行うこと。
- ・ 一部事業実施団体は、(3) ③及び④を開発・構築するに当たっては、全事業実施団体が開発する(3) ①と機能的に連携できるよう、所要の調整を行うこと。
- ・ 本事業は複数団体での連携が望ましく、全国への普及の観点から、十分な有効性、実用性及び安全性が分析可能な団体数とする。
- ・ 別途、総務省で、全事業実施団体と一部事業実施団体間の調整等を行う「地域経営型包括支援クラウドモデルプロジェクト管理事業者」を選定する。各団体にあっては、当該事業者から提示される要求事項を十分に踏まえて開発実証を行うこと。また、当該事業者は、必要に応じて地方公共団体及び民間事業者等にヒアリングを実施することがある。

### (3) 本事業の概要

本事業の実施に当たっては、各種法令を遵守し、また、自治体業務に係る既存の共同利用型等のシステム又はクラウドサービスのシステム基盤を活用することを前提に、以下のシステム（アプリケーション）を開発・構築すること。

【参考図】



① 連携基盤プラットフォームの開発

民間事業者等や行政が保有する情報を安全に連携・共有するためのプラットフォームシステムを開発すること。なお、当該システムの開発に際しては、自団体のみならず一部事業実施団体の（3）③及び④が機能的に連携できるようにするとともに、最低限アからエまでの機能を実装すること。

ア. 接続インターフェース機能

各種業務アプリケーションが保有する情報を地域クラウド型アプリケーションに提供し、あるいは地域クラウド型アプリケーション間で連携するためのインターフェースを提供する機能。

イ. 監査ログ機能

情報連携に係わる監査証跡を記録・保管する機能。誰に対する情報がどのような目的でどこからどこに連携されたかを明確に記録し、十分な説明責任を担保するとともに、情報漏えい等の疑いが発生した際の調査を可能とする。

ウ. 連携データベース機能

情報連携の仲介として連携用情報を一時的に蓄積するデータベース。業務ごとの運用時間や処理性能などの関係から各アプリケーションが常に直接連携可能とは限らないため、連携データベースを仲介とした間接的な連携を可能とする。

エ. 利用者認証・権限管理機能

情報連携の実行に際して、連携対象者の認証および認証結果に基づく連携の許認可を行う機能。接続インターフェース機能は当該機能による許認可に従って連携

を実行する。

## ② 連携基盤プラットフォームの導入

全事業実施団体が開発する(3)①と(3)③及び④を連携させるための所要の設定及び各種セットアップ作業等の導入作業を行うこと。必要に応じて実証実験に必要な設備(ハードウェア、ソフトウェア等)を整備すること。

具体的な導入方法については、全事業実施団体が主体となって、最も効率的かつ有効な導入方法を検討し、一部事業実施団体と調整の上決定すること。この際、全事業実施団体は一部事業実施団体の導入作業が円滑に行われるよう留意するとともに、一部事業実施団体は全事業実施団体に協力すること。

## ③ 地域クラウド型アプリケーションの開発・構築

地方公共団体と住民及び民間事業者等間で連携が必要となる業務を対象に、電子的な情報連携を実施し、業務を実行するアプリケーションの開発を行い、実証実験に必要な設備(ハードウェア、ソフトウェア等)を整備すること。全事業実施団体が開発する(3)①との連携に必要な機能を実装するとともに、対象業務システムは以下の「システム要素」を満たすこととし、「対象業務システム例」も参考にしながら、業務数は1業務以上を選定すること。なお、「対象業務システム例」はあくまで参考であり、これに限るものではない。

### 【システム要素】

#### ア. 住民サービスの向上

対象業務は住民が官民の情報を横断的に活用することで従来以上の利便性や新しい価値を享受できるものであること。当該サービスは、利用に際して住民にとって十分平易なものであり、高齢者を含む様々な住民にとって広く公平に利用可能なものであること。

#### イ. 民間事業者等への新規性事業の提供

対象業務サービスは地域の事業者等にとって活用可能なものであり、その活用によって事業者等の事業活動の一層の向上及び発展が期待できるものであること。官民の情報を横断的かつ安全に利活用することで新たな事業の創出や、既存事業の高度化及び効率化を図ることが可能であること。

#### ウ. 地方公共団体における業務の効率化等

本事業の実施により地方公共団体における業務の高度化及び効率化が期待できるものであること。

#### エ. プライバシーに配慮した住民情報の活用

本事業による行政サービスの利用の際に住民のプライバシーに係る情報を取り扱う場合は、連携内容・用途に応じてプライバシー関連情報に対して適切な匿名

化を施すこと等安心・安全な情報活用を可能とするものとし、情報活用に関して地域住民の理解を十分に得られる対応が施されていること。

オ. 地域課題の解決及び地域活性化への貢献

対象業務サービスは、地域の活性化に貢献するものであること。地域経営の視点から、地域の発展に貢献しつつ、十分に持続的な維持が可能なサービスであること。

カ. 共同利用、クラウド化のメリット

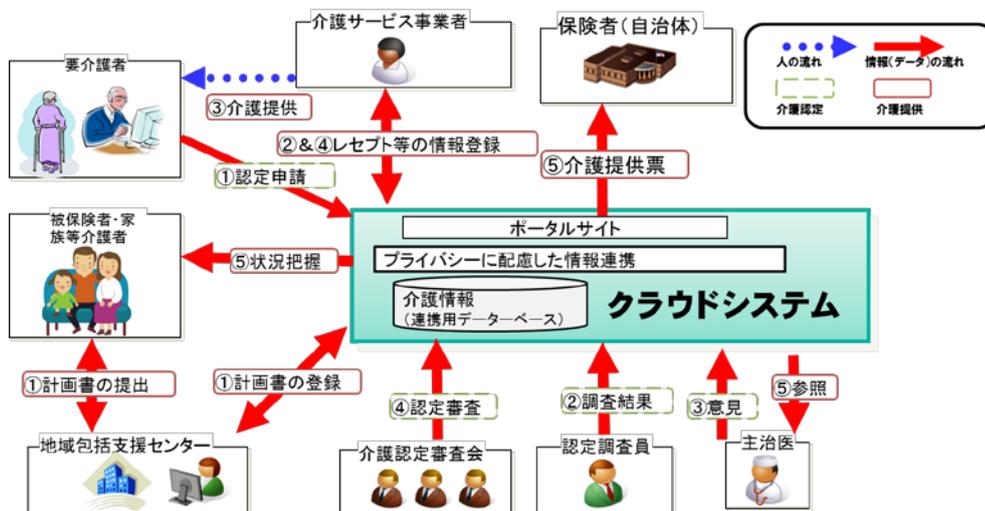
技術的、経済的視点から共同利用、クラウド活用に十分な合理性のある業務サービスであり、クラウド環境下で構築することが可能なサービスであること。共同利用、クラウド化によるメリット、デメリットを十分に比較検討し、それらの効果を十分に発揮するものであり、その効果測定が可能であること。

【対象業務システム例】

ア. 介護予防、介護サービス管理システム

要介護者情報の起点となる自治体システムのデータを利活用し、保険者から事業者システム間のデータ連携の機能までを地域介護サービスクラウドとして構築することで、介護事業者と自治体間等での事務処理の効率化やそれぞれでの住民に対するサービスの高質化を進める。

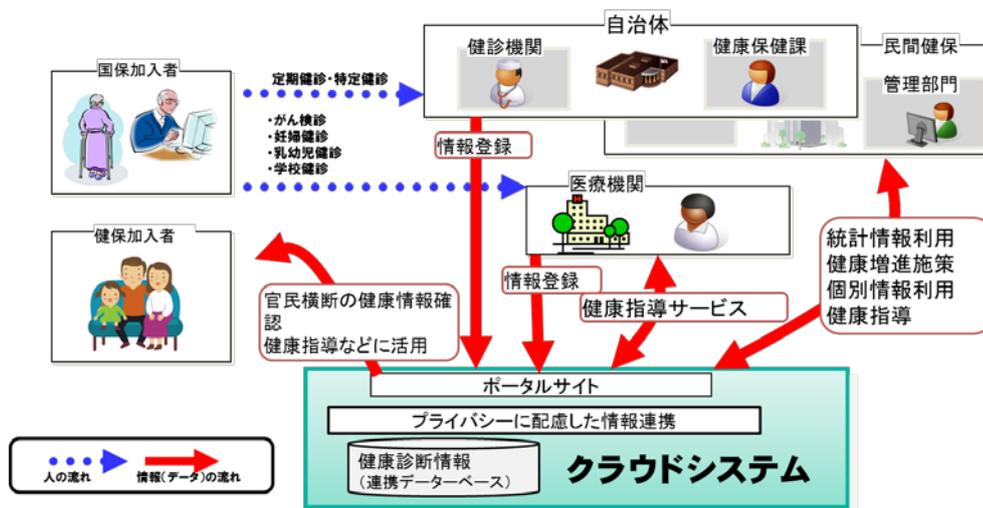
(参考図)



イ. 健康情報提供システム

国民健康保険被保険者に対して地方公共団体が保有している健診情報等と民間の健保被保険者に対して各種健康保険が保有する情報などを一元的に情報提供するシステムを構築する。健康診断情報にとどまらず、医療機関等の民間が保有する住民の健康に関わる情報を総合的に提供し、住民の健康維持に貢献する。あわせて、統計情報等を地方公共団体等が参照することで、各種健康施策の立案、評価にも活用可能とする。

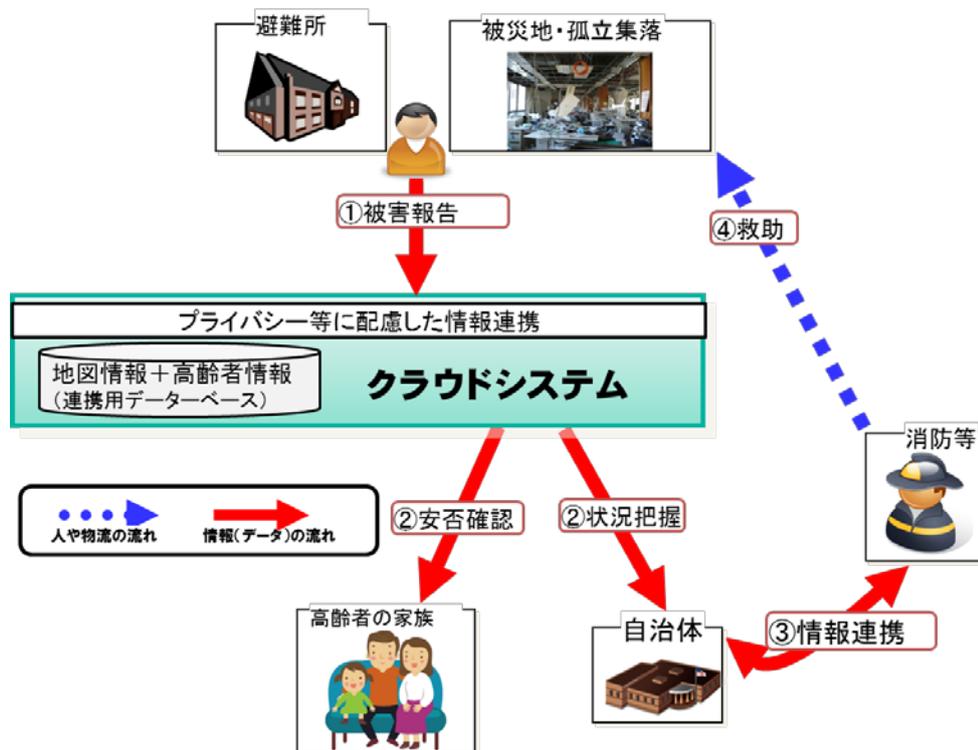
(参考図)



ウ. 災害情報提供システム

災害時の各種情報を一元的に提供する。地方公共団体からの情報と民間事業者等からの情報を組み合わせ、災害時における総合的な情報の把握及び処理並びに一元的な情報発信を図る。避難所や孤立地域の被災状況の伝達、状況把握を容易にし、被災地域外等からのすばやい広域支援や家族からの安否確認を行えるようにする。

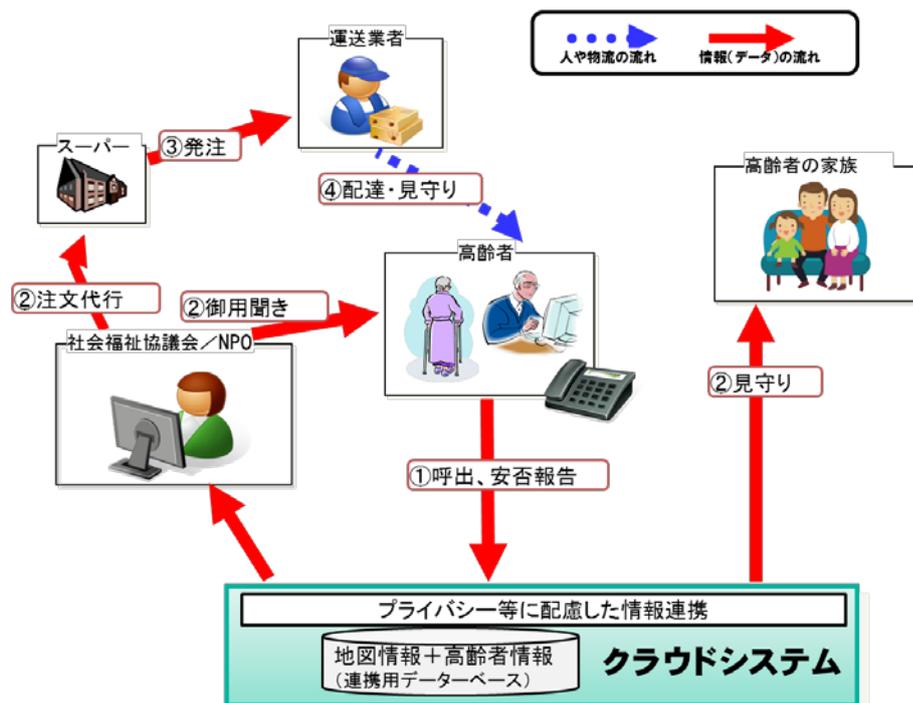
(参考図)



## エ. 生活見守り支援システム

地域の高齢者の見守り・買い物支援を可能とする情報活用基盤を構築する。官民の情報を統合し、世帯構成等の情報をプライバシーに適切な配慮を施した上で、高齢者でも簡単に使えるデバイスを用い、家族からの安否確認、行政からの緊急時の救助、民間事業者から的高齢者の買い物代行サービス等を行う。

(参考図)



### ④ 自治体共通アプリケーション (実証用システム) の構築

(3) ③地域クラウド型アプリケーションに対応した自治体向けの業務アプリケーション (実証用システム) を構築すること。また、当該アプリケーションの構築に当たっては、自治体の業務効率化に資するようなシステムとし、全事業実施団体が開発する(3)①との連携に必要な機能を実装し、実証実験に必要な設備(ハードウェア、ソフトウェア等)を整備すること。

## 3. 募集する提案

### (1) 概要の作成

概要シートに必要事項を記入すること。

### (2) 企画提案書の作成

以下の要領に従い、企画提案書の作成すること。ページ数は全事業実施団体によって

は片面で 30 ページ程度、一部事業実施団体にあつては片面で 25 ページ程度とし、①から⑥までに示す各項目について全て記載すること。

#### ① 団体等の概要

本事業を実施する各地方公共団体の名称、所在地及び人口規模（複数団体にあつては、これらに加えて、合計団体数及び合計人口数）並びに本事業に協力する官民の各機関の具体的な名称、規模などを記載すること。また、都道府県全域における各地方公共団体の位置を明示した地図も記載すること。

#### ② 本事業の概要

本事業で実証する行政分野、システム、事業効果等の事業概要を記載すること。

#### ③ 本事業の実現イメージ

本事業に対し提案するテーマ内容において想定している地域経営型包括支援クラウドモデルの実現方法を、以下の項目に沿って記載すること。また、各項目を実施する上で想定される課題及びその背景並びに解決策を示すこと。

- ・対象業務の機能一覧、事務フロー、データ流通方法等の業務方式
- ・本事業のクラウドモデルでの処理方法、地方公共団体と民間事業者等との連携方法及び各フェーズでのそれぞれの役割分担、運営体制等の実現策
- ・システムに求められる機能や情報通信技術、セキュリティ
- ・活用するネットワーク、接続する施設・設備等のシステム構成図

全事業実施団体については、上記に加えて以下の項目を記載すること。また、これを実施する上で想定される課題及びその背景並びに解決策を示すこと。

- ・ 2. (3) ①について、他の一部事業実施団体との連携方法

#### ④ スケジュール

本事業実施に当たり（、全事業実施団体にあつては連携基盤プラットフォーム）、地域クラウド型アプリケーション及び自治体共通アプリケーション（実証用システム）を開発し、対象業務サービスに関する有効性、実用性、安全性を実証するための作業項目を地方公共団体及び民間事業者等に分けて、それぞれ明示し、スケジュールとして具体的に記載すること。

平成25年度内に開発と実証、評価及び報告書作成が全て終了するスケジュールとすること。特に、全事業実施団体にあつては、一部事業実施団体の事業が円滑に進められるよう、連携基盤プラットフォームの早急な開発に努めること。

#### ⑤ 実施体制

提案書作成時点で想定している開発実証の体制を以下の項目に沿って記載すること。

#### ア 実施体制

応募団体での開発実証の実施責任者、担当者の体制を記載すること。

#### イ 担当者のプロフィール

担当者の氏名、所属・役職、業務経験等を記載すること。

### ⑥ 報告書の構成と記載内容

本事業成果の全国的な普及の観点から、事業の詳細並びに生じた問題点及び解決策並びにその有効性、実用性、安全性などを分析する報告書の構成、記載内容とすること。

### (3) 本事業の対象となる経費の範囲

(本事業の対象となる経費の範囲)

#### <対象となる経費>

提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの委託費として措置することができるものに限る。調査費、会議費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、システム設計・開発・保守費、借料等が対象となる。

#### <対象とならない経費>

用地の取得費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費等、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、平成 25 年度内に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象とならない。

### (4) 実施期間

本事業として実施する取組は平成 25 年度中に実施可能なものとする。具体的な期間は、委託契約の日から総務省が別に定める日までとする。

### (5) 選定に関する方針

本事業は予算の範囲内で選定する。

1 事業当たりの事業額は、地方公共団体数並びに対象業務の数及び種類にもよるが、全事業実施団体の場合はおおむね 3 億円、一部事業実施団体場合はおおむね 1 ～ 2 億円程度を想定している。

### (6) 選定方法

総務省自治行政局地域情報政策室において、選考及び審査を行う。

## (7) 選定基準

### 【実現可能性、経済性・持続可能性】

- ・本事業に適合したテーマであるか
- ・目標と手段（取組）に乖離はないか
- ・目標に対して手段（取組）が妥当か
- ・十分な検討・調整がなされているか
- ・スケジュールが妥当か
- ・事業を適切に実施していく上で妥当な見積りか
- ・参加・協力を得る民間事業者等との協力体制が確立されているか、運営体制上の役割分担が明確か
- ・事業が経済性及び持続可能性を有しており、費用負担のあり方が妥当なものか
- ・事前に具体的にある程度問題点及びその背景が抽出され、また、その解決方策が妥当か
- ・取組内容に改善余地はないか

### 【拡張性等】

- ・クラウド技術等の先進的な ICT 技術を活用し、官民双方の情報を統合し、それが住民・行政・民間事業者等に提供できるものになっているか
- ・他の団体の見本となる取組か
- ・独自の発想や新たな視点があるか
- ・これまでの自治体クラウドの推進と矛盾せず、促進するものであるか
- ・業務アプリケーションの追加など、システムの拡張を考慮した設計になっているか
- ・将来的に他の地方公共団体へのサービス提供を考慮した設計になっているか
- ・高齢者等デジタルディバイドにも配慮した操作性・利便性を備えたシステム構造になっているか
- ・業務効率化及び住民サービスの充実化が図られる等取組が効果的なものか。また、その効果が検証可能か

### 【安全性】

- ・クラウドモデル特有のデータ漏えい対策が講じられているか
- ・外部からの攻撃に対して有効な情報セキュリティ対策が取られているか
- ・情報提供に際して、適切に開示対象の情報の限定を行う等住民等のプライバシーに配慮しているか
- ・情報漏えい等の問題発生時に対応する監査証跡が備わっているか

## (8) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等の依頼や、応募内容について実現可能性や実効性を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実

施することがある。

また、提案の採択後、必要に応じて契約時までには総務省と委託先予定者との間で調整のうえ、提案内容について修正等を行うことがある。

#### 4. 提案書類

応募に際しては、次の書類を具体的かつ簡潔・明瞭に記載の上、提出すること。なお、他地方公共団体との共同提案を行う地方公共団体にあつては、代表団体のみの提出とすること。

- ① 概要（Word形式）：概要シート
- ② 本体資料（様式自由）：企画提案書
- ③ 見積書（様式自由）：見積書

#### 5. 募集期間・提案書類提出方法

（募集期間）

平成25年2月26日（火）～3月8日（金）

（募集締切）

平成25年3月8日（金）17：00必着

※ 締切日までに於いて提案事業の根幹にかかわる変更があつた場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

（提出方法）

提案書類は、総務省自治行政局地域情報政策室に郵送するとともに、電子ファイルを次のメールアドレスに電子メールにより提出すること。なお、ファイルサイズの容量制限により電子メール送信が不可能な場合には主管室に連絡し、送付方法についての指示を仰ぐこと。

電子メールアドレス：lg-cloud@soumu.go.jp

#### 6. 問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

総務省自治行政局地域情報政策室（担当：木村課長補佐、長谷川係長、桑名主査）

電話番号 03-5253-5525（直通）

FAX番号 03-5253-5529

e-mail：lg-cloud@soumu.go.jp

※必ず書面（ファクシミリでも可）又は電子メールで行うこと。

#### 7. 応募後の手続とスケジュール

（ヒアリングの実施）3月中旬

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

(選定) 3月下旬

提案事業について、総務省自治行政局地域情報政策室において、提案内容の優劣、提案内容間のバランスなどを考慮しつつ選定する。

(契約締結) 選定後速やかに

選定された提案の応募者と契約手続を行う。契約条件の詳細については個別に協議することがある。

本事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払にする。

(報告等)

平成25年度内に報告書の納入を行うこと。(具体的には「8 納入成果物」を参照)。報告後の取組についてフォローアップ調査等を行うことがある。

## 8. 納入成果物

### (1) 開発実証報告書等

本調査の成果物として、開発実証報告書及び地方公共団体への提示資料を以下のとおり作成する。

ア 開発実証報告書 10部

イ 上記アの報告書等を電子化したもの(CD-ROM) 1枚

ウ 作業上作成した資料 10部

エ 上記ウの資料を電子化したもの(CD-ROM) 1枚

### (2) 納入先

総務省自治行政局地域情報政策室

### (3) 納入期限

平成26年3月24日(月)

平成 年 月 日

総務省自治行政局地域情報政策室 殿

都道府県の名称

代表者の職 代表者の氏名 印

地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証団体の募集に係る提案書の提出について

地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証団体の募集に係る提案について、別添のとおり提出します。

(様式) 地域経営型包括支援クラウドモデルに係る開発実証団体 概要

1 提案者情報	
全事業実施団体／一部事業実施団体	
代表地方公共団体名 (共同提案団体名)	
代表地方公共団体住所 (共同提案団体名)	
提案責任者職氏名	
民間事業者等名	
民間事業者等住所	
民間事業者等代表者及び社員数	

2 基礎情報	
行政分野	
事業概要	
効果	
課題	
課題に対する解決策	

3 連絡先	
担当者の氏名	
担当者の所属	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

## 記入例

(様式) 地域経営型包括支援クラウドモデルに係る開発実証団体 概要

1 提案者情報	
全事業実施団体／一部事業実施団体	全事業実施団体
代表地方公共団体名 (共同提案団体名)	〇〇県〇〇市 (〇〇県△△市)
代表地方公共団体住所 (共同提案団体名)	〇〇県〇〇市・・・ (〇〇県△△市・・・)
提案責任者職氏名	〇〇市情報政策課長 総務 一郎
民間事業者等名	(株) A 社、B 社 (株)
民間事業者等住所	〇〇県〇〇市・・・、〇〇県△△市・・・
民間事業者等代表者及び社員数	A 社：自治 二郎 1,000 人、B 社：郵政 三郎 2,500 人

2 基礎情報	
行政分野	介護
事業概要	介護計画書及び提供票データ等の情報をクラウドにより共有・連携し、地域の要介護者に関する関係者間でのデータのやり取りを効率化し、一元化する。
効果概要	介護計画書及び提供票のデータを一括して即時に登録できるようになるため、地方公共団体及び介護事業者の業務効率化に資するほか、給付実績の審査に基づく介護報酬の請求・支払が可能となる。
課題概要	①介護関連データ連携における通信技術、実現性の評価 ②事務所でのパソコンでのデータ入力の煩雑化 ③個人情報の取扱い
課題に対する解決策概要	①当該地域の通信回線環境を考慮した通信方式、容量とする。 ②タブレットやスマートフォンなどの多様な入力ツールでの提供を可能とし、直感的な操作性となるよう配慮する。 ③いわゆる番号法や医療等 ID 等の新しい制度に対応可能な制度設計にするとともに、〇〇市個人情報保護条例を所管している市民生活課と十分な調整を図る。

3 連絡先	
担当者の氏名	通信 四郎
担当者の所属	〇〇市情報政策課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
F A X 番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	abcdefg@city.marumaru.lg.jp